

会計年度任用職員の任用条件等について

【幼稚園・保育所・認定こども園】

	概 要								
雇用期間	Ⅰ 会計年度単位(任用開始日～令和 6 年 3 月 31 日)の任用となります。 ※従前の勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。(再度の任用は原則 2 回まで)								
報酬額	勤務条件に応じた規定があります。 『会計年度任用職員募集のお知らせ』をご覧ください。								
報酬支給日	○月額 毎月 21 日に支給します。 ○日額 毎月末締、翌月 10 日に支給します。 ○時給 毎月末締、翌月 10 日に支給します。								
期末手当	過去実績(令和 4 年度) 年間 2.5 月分 [6 月: 1.2 月、12 月: 1.3 月] (令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで勤務した場合) ※勤務条件に応じて支給します。								
費用弁償	①交通用具使用者 自動車等の使用距離区分に応じて、月額 2,700 円から 30,700 円 [使用距離区分の一部抜粋] <table border="0"> <tr> <td>2 km以上 5 km未満</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td>5 km以上 10 km未満</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>10 km以上 15 km未満</td> <td>8,300 円</td> </tr> <tr> <td>15 km以上 20 km未満</td> <td>11,100 円</td> </tr> </table> ※5 kmごとに 50 km以上までの規定があります。 ②交通機関利用者 運賃等相当額(1 か月当たりの運賃相当額の上限 55,000 円) ※①または②のいずれかを支給します。 ※勤務実績に応じて減額する場合があります。	2 km以上 5 km未満	2,700 円	5 km以上 10 km未満	5,500 円	10 km以上 15 km未満	8,300 円	15 km以上 20 km未満	11,100 円
2 km以上 5 km未満	2,700 円								
5 km以上 10 km未満	5,500 円								
10 km以上 15 km未満	8,300 円								
15 km以上 20 km未満	11,100 円								
時間外・休日・夜間勤務に係る報酬	時間外勤務等があった場合、実績に応じて支給します。								
休暇制度	年次休暇(有給)、病気休暇(一部有給)、忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、結婚休暇(有給)、子の看護休暇(有給)、家族看護休暇(有給)、産前・産後休暇(有給)、育児休業(無給)、短期介護休暇(有給)、介護休暇(無給)などがあります。 ※勤務条件により取得できない場合もあります。								
社会保険	勤務条件に応じて共済組合及び厚生年金保険に加入します。								
雇用保険	週 20 時間以上、雇用期間 31 日以上勤務の見込みがある場合に加入します。								
①労災保険 ②非常勤公務災害補償	勤務条件に応じて①または②のいずれかに加入します。								

※令和 5 年 1 月 1 日現在の条件を記載しています。適用する条例等の改正により、変更することがあります。